

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 1 月 10 日（金）第2972号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|---------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○救急病院等の認定 | （地域医療整備課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出 | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） | 4 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） | 4 |
| ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 | （都市計画課取扱い） | 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （鹿児島地域振興局取扱い） | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （南薩地域振興局取扱い） | 5 |

公 告

- | | | |
|--------------------------------------|-------------------|----|
| ○競争入札の参加者の資格に関する公告（2件） | （生活・文化課取扱い） | 6 |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に係る公告 | （商工政策課取扱い） | 8 |
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件） | （商工政策課取扱い） | 8 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 9 |
| ○一般競争入札公告（2件） | （かごしま県民交流センター取扱い） | 9 |
| | （歴史資料センター黎明館取扱い） | 12 |

正 誤

- | | | |
|--|----------|----|
| ○鹿児島県公報第2893号の18（平成25年3月29日付け）の一部訂正（※） | （人事課取扱い） | 15 |
|--|----------|----|

告 示

鹿児島県告示第6号

平成25年10月16日農林水産省告示第2654号（以下「告示第2654号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
井之上定弘
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
曾於市末吉町南之郷字井ノ上野久尾8343番2

- (2) 変更後の指定施業要件
告示第2654号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第7号

平成25年11月15日鹿児島県告示第1167号（以下「告示第1167号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を肝付町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小野辰吉	肝属郡肝付町南方字上ノ小野1351番1	告示第1167号の変更後
樋口富哉, 樋口涼子	肝属郡肝付町岸良字大迫1639番18	の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第8号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
外科馬場病院	日置市吹上町湯之浦2378番地

2 認定の有効期限

平成29年 1 月 31 日

鹿児島県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いろ葉のふじ	南九州市川辺町 平山5816番地	株式会社いろ葉	南九州市川辺町 平山5816番地	中迎 聡子	平成25年 12月1日	通所介護
ガーデンハウス 桜ヶ丘	伊佐市大口里 1564番地39	社会福祉法人林 の森	伊佐市大口里 1564番地39	林 隆秀	平成25年 12月20日	短期入所 生活介護
ヘルパーステー ション虹の根っ こ	鹿屋市浜田町 656番地1	株式会社叶夢	鹿屋市浜田町 656番地1	中園 正志	平成25年 12月24日	訪問介護

鹿児島県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所虹の根っこ	鹿屋市浜田町 656番地1	株式会社叶夢	鹿屋市浜田町 656番地1	中園 正志	平成25年 12月24日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年1月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立サポート型デイサービスはればれ	日置市伊集院町 郡1744番地4	株式会社彩雲	鹿児島市石谷町 3587番地6	杵木 昭二	平成25年 12月31日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年1月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ガーデンハウス桜ヶ丘	伊佐市大口里 1564番地39	社会福祉法人林の森	伊佐市大口里 1564番地39	林 隆秀	平成25年 12月20日	介護予防 短期入所 生活介護
ヘルパーステーション虹の根っこ	鹿屋市浜田町 656番地1	株式会社叶夢	鹿屋市浜田町 656番地1	中園 正志	平成25年 12月24日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、有明町土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年1月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 吉國 敏郎 志布志市有明町野神3490番地3
 理事 丸目 秀明 志布志市有明町野神900番地1
 理事 鎌下 和雄 志布志市有明町蓬原2073番地
 理事 峯崎 善通 志布志市有明町原田511番地
 理事 國重 良男 志布志市有明町伊崎田8882番地
 理事 南川 敏弘 志布志市有明町伊崎田7614番地
 理事 有村 勉 志布志市有明町伊崎田843番地
 理事 立山富士雄 志布志市有明町山重11293番地10
 理事 本高 孝一 曾於郡大崎町井俣2674番地
 理事 立木 幹雄 志布志市有明町野神1106番地3

監事 草尾幸八郎 志布志市有明町野神1681番地
 監事 後藤 清美 志布志市有明町野神3443番地 2
 監事 菅野 正昭 志布志市有明町伊崎田1210番地 3
 (任期 平成25年 3 月 21 日から平成29年 3 月 20 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 立山 武雄 志布志市有明町山重11293番地 1
 理事 中室 昭大 志布志市有明町伊崎田607番地 4
 理事 吉國 敏郎 志布志市有明町野神3490番地 3
 理事 平松 保 志布志市有明町野神967番地 2
 理事 丸目 秀明 志布志市有明町野神900番地 1
 理事 西高 悟 曾於郡大崎町井俣2698番地
 理事 國重 良男 志布志市有明町伊崎田8882番地
 理事 南川 敏弘 志布志市有明町伊崎田7614番地
 理事 鎌下 和雄 志布志市有明町蓬原2073番地
 理事 峯崎 善通 志布志市有明町原田511番地
 監事 有村 勉 志布志市有明町伊崎田843番地
 監事 中崎 秀雄 志布志市有明町原田1644番地 3
 監事 草尾幸八郎 志布志市有明町野神1681番地

鹿児島県告示第14号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	曾於市	急・踊橋 1, 急・溝ノ口 1, 急・溝ノ口 2, 急・中谷 1, 急・中谷 2, 急・堤 1, 急・堤 2, 急・堤 3, 急・堤 4, 急・片平 1, 急・堤 5, 急・大石 1, 急・中谷 3, 急・大石 2, 急・堤 6, 急・踊橋 2, 急・溝ノ口 3, 急・中谷 4, 急・中谷 5, 急・堤 7, 急・片平 2 及び急・溝ノ口 4
土石流	曾於市	土・溝ノ口 1, 土・中谷 1, 土・堤 1, 土・溝ノ口 2 及び土・堤 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第15号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	曾於市	急・踊橋 1, 急・溝ノ口 1, 急・溝ノ口 2, 急・中谷 1, 急・中谷 2, 急・堤 1, 急・堤 2, 急・堤 3, 急・堤 4,

		急・片平1, 急・堤5, 急・大石1, 急・中谷3, 急・大石2, 急・堤6, 急・踊橋2, 急・溝ノ口3, 急・中谷4, 急・中谷5, 急・堤7, 急・片平2及び急・溝ノ口4
土石流	曾於市	土・堤1及び土・堤2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 牧園都市計画下水道事業
 - (2) 名称 牧園町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年11月30日から平成28年3月31日まで（変更前平成26年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等サービス事業所きぼう学舎	鹿児島市東谷山五丁目5番1号	社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会	鹿児島市清和一丁目2番2号	宮ヶ原幸男	平成25年12月1日	放課後等サービス

南薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 1 月 10 日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所ケアホーム響	南九州市穎娃町別府5407番地1	社会福祉法人更生会	南九州市穎娃町別府4710番地6	中村 邦彦	平成26年1月1日	短期入所

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

かごしま県民交流センターで使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

資格審査要綱第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者以外の者が入札に参加しようとするものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年1月10日から同年2月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}で使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

資格審査要綱第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者以外の者が入札に参加しようとするものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年1月10日から同年2月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年 9 月 30 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年 1 月 10 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年 1 月 10 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン国分

霧島市国分中央一丁目1836番 1 外 1 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 外 1 社

イ 変更後 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 外 3 社

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 A棟西側 40台
第2駐輪場 C棟西側 15台
第3駐輪場 建物敷地北西側 24台
第4駐輪場 建物敷地西側 10台

イ 変更後 第1駐輪場 A棟西側 10台
第2駐輪場 C棟西側 72台
第3駐輪場 建物敷地西側 10台

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成25年11月 1 日

(2) 2の(2) 平成26年 8 月 19 日

4 届出年月日

平成25年12月18日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 1 月 10 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 1 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス北指宿店

指宿市東方田口田10839番 1 外 4 筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年8月7日

3 意見の概要

指宿市環境保全条例に基づく騒音に係る指定施設の届出（市環境政策課）を行うこと。
該当する施設は、圧縮機（冷凍機に付随しているものを含む。）で、原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のものです。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年1月10日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年1月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー花棚店

鹿児島市吉野町3615番地の1 外7筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年8月7日

3 意見の概要

- (1) 開閉店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- (2) 本市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年1月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曾於市大隅町月野字八合原1680番2の一部、1680番3及び1680番12の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 曾於市大隅町月野字八合原1680番3の一部

公園 曾於市大隅町月野字八合原1680番2の一部及び1680番3の一部

水路 曾於市大隅町月野字八合原1680番2の一部、1680番3の一部及び1680番12の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 五位塚剛

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年1月10日

かごしま県民交流センター副館長 上加世田純一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称

かごしま県民交流センターで使用する電気

(2) 購入をする物品等の数量

年間予想使用電力量 2,969,000キロワットアワー

(3) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(4) 需要場所

入札説明書による。

(5) 供給期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。

(4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成26年 2 月20日午後 5 時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 2 月21日午前10時30分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟 3 階小研修室第 1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (2)及び(4)に同じ。
- (7) 入札説明会の開催日時及び場所
ア 日時 平成26年1月24日午後2時30分
イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階パソコン研修室第2
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
免除する。
- 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816
電話番号 099-221-6602
ファックス番号 099-221-6640

12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center Estimated
2,969,000kWh
- (2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2014 through 31 March 2015
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 20 February 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Citizens Exchange Division
Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
14-50 Yamashitacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0816 Japan
TEL 099-221-6602
FAX 099-221-6640

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年1月10日

鹿児島県歴史資料センター黎明館副館長 松山美朗

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称
鹿児島県歴史資料センター黎明館で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量
年間予想使用電力量 1,132,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (4) 需要場所
入札説明書による。
- (5) 供給期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワッ

ト当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課
鹿児島市城山町7番2号 郵便番号 892-0853

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成26年2月20日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年2月21日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県歴史資料センター黎明館3階講座室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成26年1月24日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県歴史資料センター黎明館3階会議室

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ

がないと認められるときに限る。) 。

- (2) 契約保証金
免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 9 最低制限価格
設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課
鹿児島市城山町7番2号 郵便番号 892-0853
電話番号 099-222-5100
ファックス番号 099-222-5143

12 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Museum of Culture Reimeikan Estimated
1,132,000kWh
- (2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2014 through 31 March 2015
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 20 February 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Division
Kagoshima Prefectural Museum of Culture Reimeikan
7-2 Shiroyamacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0853 Japan
TEL 099-222-5100
FAX 099-222-5143

正 誤

平成25年 3 月 29 日付け鹿児島県公報第2893号の18中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
5	上から18行目	一般相談支援事業」の次に「，特定相談支援事業」を加え	相談支援事業，異動支援事業等」を「一般相談支援事業，特定相談支援事業，移動支援事業等」に改め
6	上から13行目	「捕獲」を「捕獲等」に，	（削る。）